

# 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

### 1 事業の概要

特別会計名：豊橋市地域下水道事業特別会計

事業名	特定環境保全公共下水道		
事業開始年月日	昭和50年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名※	豊橋市	職員数※(H19. 4. 1現在)	2
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

### 2 財政指標等

資本費	264 (17年度)	公営企業債現在高 (百万円)	3409
累積欠損金 (百万円)	—	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債務 (百万円)	—	財政力指数※	1.00 (18年度)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率※ (%)	11.2% (18年度)
		経常収支比率※ (%)	85.0% (17年度)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： ]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	豊橋市特定環境保全公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	豊橋市長 早川 勝
既存計画との関係	豊橋市経営改革プラン、豊橋市上下水道事業中期経営計画（ともにH17～H22）
公表の方法等	豊橋市上下水道局ホームページ等
基本方針	常に水洗化率の向上及び経費削減を念頭に計画的な整備及び維持管理を行っていく。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			15	15

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	特定環境保全公共下水道建設事業債	0	74,151	91,975	166,126
合 計 (A)		0	74,151	91,975	166,126
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	74,151	91,975	166,126

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	特定環境保全公共下水道建設事業債	0	0	14,815	14,815
合 計 (A)		0	0	14,815	14,815
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	14,815	14,815

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	本事業は対象地区が市街化区域外であり人口密集地ではないため建設経費及び維持管理経費と使用料収入のバランスから、企業の健全な運営を確保することが困難であるため、法非適用の特別会計で経理し、収支不足額を一般会計より繰入れることで、公共下水道と同一の料金体系を維持している。主な繰入金の項目は地方債元金償還金と地方債支払利息であり、支払利息については減少していくものの、今後も建設事業が継続されるため、元金償還金については増加が見込まれている。
経営課題	課 題 ① 資本投下の抑制 新規地区の整備に加え、既存地区の老朽施設の改築、更新等、今後多大な資本投下が予想されることから、効率的な整備、更新計画が必要である。
	課 題 ② 維持管理費等の節減合理化 継続的な事務事業の見直しのもと、更なる経営効率化へ向け、物件費等の削減を図り処理コストの節減が必要である。
	課 題 ③ 定員管理及び給与の適正合理化 これまでも業務の見直しのもと、更なる経営の効率化のため人件費や物件費等の削減を図り、供給コストの節減が必要である。
	課 題 ④ 現行使用料の維持 中期経営計画の目標にあるとおり、利用者の負担増につながる料金改定はできるだけ先延ばしするため、健全な事業運営に努める必要がある。
	課 題 ⑤ 民間的経営手法等の導入 合理化が進む一方でリスク管理や職員の技能継承について課題があることから、民間的経営手法の導入等に当たっては十分な検討が必要である。
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

### Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

#### （1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
		（計画前5年度） （決算）	（計画前4年度） （決算）	（計画前3年度） （決算）	（計画前々年度） （決算）	（計画前年度） （決算見込）	（計画初年度）	（計画第2年度）	（計画第3年度）	（計画第4年度）	（計画第5年度）	
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	232	231	239	246	311	307	310	311	311	315	
	(1) 営 業 収 益 (B)	116	119	128	131	137	146	148	151	154	159	
	ア 料 金 収 入	116	119	128	131	137	146	148	151	154	159	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 営 業 外 収 益	116	112	111	115	174	161	162	160	157	156	
	ア 他 会 計 繰 入 金	108	105	106	109	172	158	161	159	156	155	
	イ そ の 他	8	7	5	6	2	3	1	1	1	1	
	収益的 収 支	2 総 費 用 (D)	232	231	239	246	248	249	267	250	246	243
		(1) 営 業 費 用	110	113	124	135	145	152	171	158	158	159
		ア 職 員 給 与 費	18	18	19	19	18	18	18	18	18	18
		ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他	92	95	105	116	127	134	153	140	140	141
		(2) 営 業 外 費 用	122	118	115	111	103	97	96	92	88	84
ア 支 払 利 息		122	118	115	111	103	97	96	92	88	84	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	0	0	0	63	58	43	61	65	72		
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	419	453	618	428	368	416	437	293	386	382	
	(1) 地 方 債	255	235	252	201	196	231	202	113	156	173	
	(2) 他 会 計 補 助 金	113	134	170	165	111	129	145	125	118	105	
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) 国（都道府県）補助金	16	51	157	36	42	27	63	40	82	75	
	(6) 工 事 負 担 金	35	33	39	26	19	29	27	15	30	29	
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	資本的 収 支	2 資 本 的 支 出 (G)	419	453	618	428	431	474	480	354	451	454
		(1) 建 設 改 良 費	304	322	470	205	198	265	299	175	274	276
		ウ ち 職 員 給 与 費	3	2	2	2	2	2	3	3	3	3
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	115	131	148	223	233	209	181	179	177	178
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	0	0	0	△ 63	△ 58	△ 43	△ 61	△ 65	△ 72		

(単位:百万円, %)

区 分	年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支										
(N)-(O)										
黒 字 (P)										
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )										
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	66.9	63.8	61.8	52.5	64.7	67.0	69.2	72.5	73.5	74.8
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	116	119	128	131	137	146	148	151	154	159
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 現 在 高	3260	3364	3468	3446	3409	3431	3452	3386	3365	3360
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	3260	3364	3468	3446	3409	3,431	3,452	3,386	3,365	3,360
うちその他に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	108	105	106	109	172	158	161	159	156	155
うち基準内繰入金	4	4	4	12	172	158	161	159	156	155
うち基準外繰入金	104	101	102	97	0	0	0	0	0	0
うち料金収入に計上すべき繰入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち赤字補てん的なもの	104	101	102	97	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	113	134	170	165	111	129	145	125	118	105
うち基準内繰入金	9	10	11	11	11	11	10	8	6	5
うち基準外繰入金	104	124	159	154	100	118	135	117	112	100
うち赤字補てん的なもの	104	124	159	154	100	118	135	117	112	100

## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率*	(%)	34.9%	34.3%	34.5%	33.0%	45.3%	50.5%	53.4%	57.6%	59.0%	60.9%	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	66.9	63.8	61.8	52.5	64.7	67.0	69.2	72.5	73.5	74.8	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	46.6%	45.5%	44.4%	44.3%	55.3%	64.2%	65.4%	64.6%	63.4%	63.0%
	うち基準内繰入金	(%)	1.7%	1.7%	1.7%	4.9%	55.3%	64.2%	65.4%	64.6%	63.4%	63.0%
	うち基準外繰入金	(%)	44.8%	43.7%	42.7%	39.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	うち赤字補てん的なもの	(%)	44.8%	43.7%	42.7%	39.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	資本的収入分	(%)	27.0%	29.6%	27.5%	38.6%	30.2%	30.1%	33.9%	29.2%	27.6%	24.5%
	うち基準内繰入金	(%)	2.1%	2.2%	1.8%	2.6%	3.0%	2.6%	2.3%	1.9%	1.4%	1.2%
	うち基準外繰入金	(%)	24.8%	27.4%	25.7%	36.0%	27.2%	27.6%	31.5%	27.3%	26.2%	23.4%
うち赤字補てん的なもの	(%)	24.8%	27.4%	25.7%	36.0%	27.2%	27.6%	31.5%	27.3%	26.2%	23.4%	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	事業期間中の料金改定は予定なし。平成18年度の使用料単価で算定、新規供用開始地区については、平均使用料より算定。
2 他会計繰入金の見込み	歳出－歳入の不足分
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	建設計画に基づき算定
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	人件費については平成18年度以降伸び率0%とした。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li>○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li>◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul>	<p>II③については、業務の見直し、組織の統廃合、施設の維持管理業務の委託化、職員の再任用化など継続的な取り組みにより適正な定員管理を行ってきた。しかしながら、特定環境保全公共下水道事業については以前より職員2名体制であり、実際には公共下水道事業の職員の兼務により事業運営を行っており、これ以上の削減については難しいのが現実である。</p> <p>II③については、年功的な要素の強い給与体系を是正するため、職務や職責に応じた級区分に変更するとともに、昇給間差額の見直し、高齢職員の給与水準の抑制を図るため、給料表を抜本的に見直した。 今後も、各種手当のさらなる適正化を図り、市民の理解と支持が得られる給与制度等への転換を図りながら、健全な財政運営の確保に向け、計画的に総人件費の抑制に取り組んでいく。 地域手当については、制度完成時までに国の基準に準拠するよう、平成20年3月議会での条例改正をすべく職員団体に申入れを行っており、現在協議中である。</p> <p>技能労務職員なし。</p> <p>II③については、昇給停止年齢を引き下げるとともに、退職時特別昇給を廃止した。</p> <p>II③については、直営保養所の廃止や、健康保険料率の改定など福利厚生制度の見直しを行った。 今後も、職員互助会事業などについて、社会情勢との適合性、民間企業や他の自治体との均衡を考慮し、市民の理解が得られるように抜本的な見直しを行っていく。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</li> </ul>	<p>II②については、水道局と下水道局の統合による共通経費の削減、処理場の維持管理体制や排水装置検査方法の見直し等により経営の効率化を図った。 今後は、公共工事のコスト縮減に取り組んでいくとともに、公的資金の繰上償還による支払利息の低減などを検討していく。</p> <p>II⑤については、従来より効率化の観点から処理場の運転保守業務の民間委託化・嘱託化を進めてきた。 当面は再任用制度の活用を図ることとするが、今後、さらなる民間委託や指定管理者制度なども含めて広い視点から民間的経営手法の導入に向けて検討していく。</p>



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	本事業の料金体系は、公共下水道と同一であり一般家庭使用料が1,858円で中核市37市中30番目と低い水準にある。また、使用料回収率は45.4% (H18)であり、料金水準の引き上げの必要性は感じている。しかしながら、本事業のみ料金の引き上げを行うことは下水道使用者間での公平性を保てないことから、公共下水道事業と同調する必要があるが難しい状況にある。以上のことから、収入確保のため、個別訪問や広報誌等で未接続者に対し、断続的な接続要請を行っていく。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	「豊橋市経営改革プラン」及び「豊橋市上下水道事業中期経営計画」の取組状況を定期的に報告するとともに、職員の給与実態、定員管理、予算・決算に係る財務状況等について広報誌、ホームページなどで公開している。
○ 行政評価の導入	事務事業の見直しや委託化など「量の削減」を重視した改革から「サービスの質的向上」を目指した改革を進めるために行政評価を導入し、「事務事業評価」・「政策・施策評価」の一体的推進により、市民満足度の向上を目指した行財政システム改革に取り組んでいる。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	特定環境保全公共下水道については、2名の定数であるが、実際には公共下水道事業の職員が兼務しているのが現状であり、新規地区がこれからも増えていく中でこれ以上の削減は難しい。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	処理場の維持管理業務委託等を単年度契約から長期継続契約に変更したことで経費の削減ができた。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	現在、一般会計から基準外繰入金を含む収支不足額を繰り入れており、基準外繰入の解消には下水道使用料の見直しの必要性は感じている。しかし平成14年度から公共下水道と同じ料金体系になったことから、本事業のみ料金改定を行うことは困難である。収入の確保を得るために根気よく未接続者に対し接続要請を行っていく。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成13年度 (計画前6年度) (決算)	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	10,041	10,639	11,132	12,063	12,593	12,640		12,954	13,428	13,628	13,928	14,428		
	A 増減		598	493	931	530	47	2,599	314	474	200	300	500	1,788	
	水洗便所設置済人口(人)	9,291	9,665	10,109	10,512	11,176	11,380		12,245	12,690	12,974	13,244	13,704		
	B 増減		374	444	403	664	204	2,089	865	445	284	270	460	2,324	
	水洗化率(%)	92.5	90.8	90.8	87.1	88.7	90.0		94.5	94.5	95.2	95.1	95.0		
	C 増減		-2	0	-4	2	1	-3	5	0	1	-1	-1	-1	5
	有収水量(㎡)	847,000	869,595	894,728	952,304	983,895	1,035,290		1,098,000	1,113,000	1,135,000	1,158,000	1,195,000		
	D 増減		22,595	25,133	57,576	31,591	51,395	188,290	62,710	15,000	22,000	23,000	37,000	37,000	159,710
	② 使用料単価(円/㎡) (使用料収入/有収水量)	122.1	134	134	135	133	133		133	133	133	133	133	133	
	E 増減		12	0	1	-2	0	11	0	0	0	0	0	0	0
③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)															
F 増減															
④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿															
① 職員1人当たりの営業収益(千円)	34,477	58,243	59,745	64,152	65,221	68,822		73,000	74,000	75,500	77,000	79,500			
増減		23,766	1,502	4,407	1,069	3,601	34,345	4,178	1,000	1,500	1,500	2,500	10,678		
② 職員数(人)	3	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2			
増減		-1	0	0	0	0	-1	0	0	0	0	0	0		
③ 管理運営費(千円)	333,291	346,905	361,967	387,138	409,254	481,216		458,000	448,000	429,000	423,000	421,000			
I 増減		13,614	15,062	25,171	22,116	71,962	147,925	-23,216	-10,000	-19,000	-6,000	-2,000	-60,216		
④ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	33	33	33	32	32	38		35	33	31	30	29			
J 増減		0	0	-1	0	6	5	-3	-2	-2	-1	-1	-1	-9	
⑤ 汚水処理原価(円/㎡) (汚水処理経費/有収水量)	380	384	389	391	402	293		263	249	231	225	218			
K 増減		4	5	2	11	-109	-87	-30	-14	-18	-6	-7	-75		
⑥ 汚水処理原価(維持管理費)(円/㎡) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	121	126	126	130	137	140		138	151	137	134	131			
L 増減		5	0	4	7	3	19	-2	13	-14	-3	-3	-9		
⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿															
M 増減															
① 使用料回収率(%) (E/K×1,000)	32.1	34.9	34.4	34.5	33.1	45.4		50.6	53.4	57.6	59.1	61			
増減		3	-1	0	-1	12		5	3	4	2	2			
② 累積欠損金比率(%)															
増減															
③ 企業債現在高(百万円)	3,120	3,260	3,364	3,468	3,446	3,409		3,475	3,521	3,520	3,466	3,428			
増減		140	104	104	-22	-37		66	46	-1	-54	-38			
収入の確保	使用料収入	103	116	119	128	131	137		146	148	151	154	159		
	改善額		13	16	25	28	34	116	9	11	14	17	22	73	
	①有収水量の増加		13	16	25	28	34	34	9	11	14	17	22	243	
	②使用料の適正化														
③収納率の向上															
④その他															
経営の効率化	管理運営費	333	347	362	387	409	481		458	448	429	423	421		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	333	347	362	387	409	481		458	448	429	423	421		
	改善額							0	23	33	52	58	60	226	
	⑤職員給与費の適正化														
	維持管理費(上記以外)の適正化								23	33	52	58	60	226	
	⑥その他														
⑦ うち職員給与費中の退職手当	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0			
⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿															
改善額															
計画前5年間改善額 合計								34	改善額 合計					299	

○計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。  
 ○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)  
 ○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方  
 計画期間中の使用料の適正化については考えていないが、収入の確保のため未接続者に対する接続要請を行うことと、市人事当局と職員給与費の適正化に向け検討していき、経営の効率化に努めたい。
- 民間委託の取組状況  
 処理場の運転保守については委託化されており、契約方法を単年度契約から長期継続契約に変更することで経費の節減をした。

(参考) 補償金免除額